

石川 雅俊（いしかわ まさとし）

准教授

専門分野／法学、刑事法学



首都大学東京大学院社会科学部研究科法学政治学専攻法律学分野博士後期課程退学。博士（法学）。首都大学東京都市教養学部法学系助教、本学経営学部助教を経て、平成31年現職。

論文：「窃盗の犯人による事後の脅迫が窃盗の機会の継続中に行われたとはいえないとされた事例」首都大学東京法学会雑誌55巻1号263頁（2014年）、「排除法則におけるいわゆる『法潜脱の意図』の内容」首都大学東京法学会雑誌56巻1号665頁（2015年）等。

経営学における「コンプライアンス」の重要性

企業を取り巻く代表的な法令として、会社の組織・運営・管理について規定した会社法、市場経済における不公正な競争の防止を目的とした独占禁止法等があり、企業はこれらの法令や（それらを受けて自ら定めた）内規を遵守して活動する必要があります。これをコンプライアンス（法令遵守）といいます。

経営学とは企業の運営について分析する学問ですが、近年、企業の運営という観点からコンプライアンスに注目が集まっています。企業に法令違反があった場合、これまでは、その（民事上や刑事上の）法的責任の有無のみが問題とされてきました。しかし、近年では、違反の内容・程度によっては法的責任を超えた社会的責任まで負わなければならないというケースが増えてきました（社会的責任の内容としては、たとえば、取引先・消費者から信用を失うことによって事業の継続が困難となることなどを挙げることができます）。そのため、企業は自分の身を守るためにしっかりとしたコンプライアンス体制（企業内部で法令違反や内規違反を起こさせない体制）を構築する必要が生じたのです。また、近年の行政のスリム化によって国が企業を細かく監視することが困難になりました。そのため、企業が自らを律することを目的として、たとえば、会社法は大会社に対し、（一般的に、コンプライアンス体制よりは広い）「業務の適正を確保するため」の体制の構築を義務付けました（会社法348条4項、362条5項）。

コンプライアンス体制を構築するために企業は大きな負担を負うこととなりますが、それによって得られるメリットもあります。社会的責任投資とは、投資家が、企業が社会的責任を果たしているか否かを考慮して投資先を決定することをいいますが、この企業の社会的責任にコンプライアンスが含まれていると考えられています。投資家がこのような事情を考慮して投資を行う理由の1つとして、次のようなことが考えられています。それは、「きちんと社会的責任を果たしている企業は、しっかりとした内部統制がなされている企業である。消費者はそのような企業が作った商品を信頼して購入するであろうし、取引先は安心して大きな取引をするはずである。」というものです。それゆえ、企業は自らの価値を高め、運営資金を獲得するためにコンプライアンス体制を構築するメリットがあるのです。

以上のように、しっかりとしたコンプライアンス体制を構築することが企業の運営に大きな影響を与えるといえます。それゆえ、企業の運営を分析する経営学において、「コンプライアンス」は重要なキーワードであると考えてよいでしょう。